



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成30年3月28日 14時00分
資料配布		

件名	近畿地方整備局入札監視委員会 平成29年度 第一部会 第4回定例会議の審議概要
----	--

概要	*平成30年3月12日(月)に、 平成29年度 近畿地方整備局入札監視委員会 第一部会 第4回定例会議が開催されましたので、 審議の概要について報告いたします。
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	-----------------------

問合せ先	国土交通省近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館 TEL: 代表電話(9:15~18:00) 06-6942-1141 主任監査官 <small>にしぐち</small> 西口 <small>ゆきお</small> 幸雄 (内線 2114) 総務部契約管理官 <small>ふじい</small> 藤井 <small>まさと</small> 真人 (内線 2222) 企画部技術開発調整官 <small>べつき</small> 別木 <small>たかし</small> 孝 (内線 3120)
------	---

近畿地方整備局 入札監視委員会（平成29年度第一部会第4回定例会議）審議概要

開催日及び場所	平成30年3月12日（月） 大阪合同庁舎第1号館 第一別館 2階 大会議室					
委員	神田 彰 （関西経済連合会 理事） 木村 亮 （京都大学大学院 教授） 熊谷 礼子 （帝塚山大学 教授） 高橋 司 （勝部・高橋法律事務所 弁護士 第一部会長） 横田 直和 （関西大学 教授 今回抽出担当） （五十音順、敬称略）					
審議対象期間	平成29年10月1日 ～ 平成29年12月31日					
抽出案件	総件数8件（工事4件、業務3件、役務及び物品1件）					
契約方式	件数	件名	契約日	契約業者名	契約金額	
工事	一般競争入札 (WTO 対象)	1件	平城宮跡歴史公園第一次 大極殿院南門復原整備工事	H29.10.2	清水建設（株）	5,108,400,000
	一般競争入札 (WTO 対象外)	3件	大池樋門開閉装置改修他 工事	H29.10.5	福井鐵工（株）	110,160,000
			国道26号紀の国大橋修繕 工事	H29.10.13	(株) I H I インフラ 建設	253,800,000
		日野川片粕地区下流河道掘 削工事	H29.10.24	(株) 道端組	210,600,000	
業務	簡易公募型 競争入札	3件	和歌山岬道路孝子地区他管 理台帳整備業務	H29.12.21	(一社) 近畿建設協会	27,021,600
			国道171号高槻市緑町地 区用地測量業務	H29.11.2	日本振興（株）	2,127,600
			国道8号泉跨線橋他詳細設 計業務	H29.11.28	パシフィックコンサルタ ンツ（株）	18,705,600
役務及 び物品	一般競争入札	1件	雪害対策新聞広告業務	H29.10.24	大毎広告（株）	9,914,400
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問			回 答		
	別紙のとおり			別紙のとおり		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし					

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>■ 四半期毎の発注状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■ 指名停止措置の運用状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳の虚偽による指名停止について、具体的にどのような内容なのか教えて欲しい。 <p>■ 談合情報等の対応状況資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正入札調査委員会の事情聴取において、当初はダウンロードしたと回答したということだが、単に勘違いであったということか。 <p>■ 再度入札における一位不動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>■ 低入札調査対象工事・業務の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に質問なし。 <p>報告については了承する。</p> <p>【審議】</p> <p>■ 抽出案件結果報告</p> <p>■ 抽出案件説明及び審議</p> <p>● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象) (平城宮跡歴史公園第一次大極殿院南門復原整備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制調査を辞退した者は、調査を受けていれば落札できたことになるのか。 ・特殊な建物であれば専門の業者がいると思うが、本件ではスーパーゼネコンだけの参加であった。スーパーゼ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府発注の工事において施工体制台帳の虚偽記載があったもので、内容については把握していない。 ・当初は、自社でダウンロードしたとの主張であったが、ダウンロードした者はシステムで記録されていることを説明したところ、自社で行っていない可能性がある旨の回答があった。 ・施工体制調査により施工体制が十分であると確認できれば、30点が付与され計算上では落札者となっていた。 ・木造でも当該工事のように大規模な工事になると、中小の企業では施工が難しいため、こういう結果にな

<p>ネコンしかできない工事の内容であったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案として求めた指定テーマ1と指定テーマ2の評価点数が、かなり低いように思われるが、問題はないのか。これで一定の水準を満たしていると考えてよいのか。 <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (大池樋門開閉装置改修他工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作した業者が補修も行うことが多いと思うが、二つの樋門を製作した業者が本件の業者なのか。 ・修繕を行える業者は少ないのか。 <p>・樋門というのは、本流と支流の水をコントロールする上で非常に大事な構造物であり、長年に亘って使えるよう修繕できる業者を育成しておくことは大切だ。企業は面倒な仕事から撤退していく傾向にあるが、重要な構造物であることを認識してもらいつなぎ止めておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この種の工事ができる者は少ないということと、意欲のある者が参入できるようにということだが、事前にコリンズでの対象者は42者であり、ダウンロードした者も10者あったのに申請が少なかったという結果をどのように分析しているか。 <p>・本件は了承とする。</p> <p>● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (国道26号紀の国大橋修繕工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価項目の「企業の施工能力」においてマイナス評価となっているが、これはどういうことか。 ・「企業の施工能力」の書き方として、0点というのは 	<p>ったと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事であれば、これまでに多数の工事を発注していることもあって得点が高くなる傾向にある。しかし、木造建築の場合は、件数も少なく、今回のように木材の保管方法という他では見られないテーマであったため、評価点数が低くなったのではないかと考えられるが、施工能力としては満足できる水準に達している。 <ul style="list-style-type: none"> ・大池樋門と新川樋門の製作者は、両者とも、現在は水門事業から撤退しており、補修も行っていない。 ・修繕工事は施工する業者が少なく、常に不調になることが懸念される。 ・総合評価落札方式では企業や配置予定技術者にこれまでの実績や地域要件を問う一方で、参入意欲がある業者に対しては、試行的な対策として要件を緩めたチャレンジ型というものを行っている。機械設備工事についても、こういった結果を踏まえ、要件を少し緩めることで参加意欲のある業者が参入できるよう考えていきたい。 ・コリンズでの対象者は、発注者が求めた実績や工種を登録した最大数である。本件は、開閉装置の分解整備や扉体のサイドローラーの取替などの整備の技術力が問われる箇所の修繕であったため、技術力が高くないといけないと推測して敬遠されたのかもしれない。 ・当該者は、指定した期間内に贈賄などの罪により指名停止を受けているためマイナス2点となった。 ・入札参加要件の審査で企業の施工能力自体は確認し
---	--

<p>外へ出たときに印象として悪い。「施工のプラスアルファ点」とかの名称にする方が良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は了承とする。 <p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (日野川片粕地区下流河道掘削工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、入札価格よりも技術評価の差によって落札者が決まったケースであると思われる。中でも配置予定技術者の能力の評価が大きい。各者にどういう違いがあるのか。 ・この配置予定技術者ならこういう評価になるということが、ある程度予想できると理解していいのか。 ・当該工事で予定価格を超過している者が多くあった。2億円程度の積算はそんなに難しくないにもかかわらず超過するというのは、福井あたりの人件費が高く会社としては取りたいが人件費を下げたまで取りたくないということが、こういうところに出ているのか。 ・本件は了承とする。 <p>● 5. 簡易公募型競争入札方式 (和歌山岬道路孝子地区他管理台帳整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数者が調査基準価格と同額の札を入れるというのは、何か不思議な感じもするが、こういうことはよくあることなのか。 ・点数が一番良かった者が辞退し、結果的には抽選により落札した者は辞退した者に次いで点数が良かったのでそれほど問題とは思わないが、せっきくの評点が活かされないように思えるが、そういうことでいいのか。 ・本件は了承とする。 	<p>ているが、ご指摘のとおり、これが技術評価の加算点であることが分かるような適切な表現について検討してみたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の評価は、技術者本人の工事の成績評定や、各種の表彰の有無、地域精通度などを求めて評価している。当該工事の落札者は、一項目を除いて加点があったのに対して、落札できなかった最低価格の応札者は、限られた項目だけにしか得点がないため低い点数となっている。 ・実績があるとか、表彰とかで高い工事成績を取っている技術者を優位に評価するということは、総合評価の施工能力評価型では一般的なことである。 ・今回工事は土の掘削がほとんどなので、競争参加業者にとって予定価格の推測は容易であったと思う。ご指摘のとおり、福井方面では公共工事が活況であり、そういう点が入札結果に出たのかもしれない。 ・今回の業務は、競争参加業者にとって予定価格が推測しやすいと想定されるため、こういった入札結果になったと思われる。 ・参加資格審査の評価点は、上位10者を決めるためのものさしであって、そこで一旦区切るというのが簡易公募型の形である。
---	--

<p>● 6. 簡易公募型競争入札方式 (国道 1 7 1 号高槻市緑町地区用地測量業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任担当者の同種又は類似業務の業務成績は、評価のウェイトが一番高いが、業務成績というのは具体的にどういうことで測っているのか。 評価点が 0 点というのは、揃えるべきものが揃っていなかったということか。 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備局発注のすべて業務について、完了時に検査を行っている。業務の検査担当者は、業務の成果物が契約の内容どおり揃っているか、どのようにして履行したかなどを確認したうえで、成果物を評価し成績評定を付けている。この成績評定の上位の者に高い評価値を与えることで活用している。 ここでの評価点が 0 点というのは、先程説明した成績評定点が 6 0 点から 7 4 点までの者の評価である。該当する業務の成績としては、最低のラインには達したという評価であった。
<p>● 7. 簡易公募型競争入札方式 (国道 8 号泉跨線橋他詳細設計業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件の内容を見ると、撤去して新しい物を作るという詳細設計と修理の設計が混在し、難しいものと易しいものを引付けたように思う。地域性がある一括で発注したのかもしれないが、そのために参加者が少なくなったということはないか。それらを別々に発注すれば参加者が多くなったのではないか。 設計に当たっては、現場に応じた施工条件等を考慮する必要があるということが分かるような内容になっているのか。 既存橋梁の現況を踏まえて、補修の設計を提案するのは非常に難しい技術力が必要だと思う。そのため、参加できる者も少なくなったのではないか。今後はこういう仕事が増えるということを広く宣伝し、興味を持ってもらうことで、高い技術力があれば少くとも高くても仕事が取れるという方向になることが望ましい。また、橋梁を一つにしても参加者が増えるとは限らない。傷んでいる橋梁は早く補修するという要請に対して、適切に対応していると思う。 本件は了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事と同様、設計業務についても補修を内容としたものは参加者が少ないというのが一般的である。本件は、JR 貨物が橋梁下にあるという条件での設計であったため、クレーンをどこに置くかなどの施工条件も関わってくるので、既設物件の状況をよく知らないと設計できないと敬遠されたのかもしれない。 理解できる内容になっている。 橋梁のメンテナンスについては、5 年に 1 度点検を行い、その結果により補修すべき所は早急に対応するべく、本件設計業務を発注したものである。

● 8. 一般競争入札方式

(雪害対策新聞広告業務)

・本件業務でのアンケート調査について、既にまとまっていれば聞きたい。雪の少ない大阪において、こういった雪害対策の広告を掲載する効果はどの程度あるのか。

・今の若い人はあまり新聞を読まなかったりするので、いろんな SNS とかの媒体でこのコンテンツを積極的に流すことも重要な気がする。

・新聞広告の掲載は例年やっているのか。

・大阪で広告を行ったのは、都市部から雪国に行く車に準備が不十分な車が多いため対応が必要だという考えからですか。

・本件は了承とする。

●抽出案件全体を通して意見など

・特に意見なし。

審議事項についてはすべて了承とし、審議事項については終了とする。

・大阪府内を走るにはノーマルタイヤでいいが、北国へ行くときにノーマルタイヤでは駄目ですよということを広告で伝えたいのが主旨である。新聞広告を見た方からのアンケート結果は、100%の方が広告の内容は理解できるというものであった。また、自動車を出かける方が冬用タイヤを装備しているかを聞くと、70%の方は装備しているという回答をいただき、50%の方が北の方面へ行くときはタイヤチェーンを持って行くという回答をいただいた。アンケート結果からみて、掲載した効果は高かったと考えている。

・ご意見として伺って、今後検討していきたい。

・大阪については今年が初めてで、豪雪地帯がある福井、滋賀、京都、兵庫の4府県については毎年行っている。

・そのとおりです。